

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のおり、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均526円（0.13%）

給料	438円
はね返り（※）	88円

※ 給料月額を算出基礎とする手当の変動額

2 諸手当の改定

勤勉手当の上上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり上上げる。

区 分		現 行	平成29年度(案)※	平成30年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.900 (年間：1.80)	1.000 (+0.10) (年間：1.90)	0.950 (+0.050) (年間：1.90)
	管 理 職 員	1.100 (年間：2.20)	1.200 (+0.10) (年間：2.30)	1.150 (+0.050) (年間：2.30)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.425 (年間：0.85)	0.475 (+0.05) (年間：0.90)	0.450 (+0.025) (年間：0.90)
	管 理 職 員	0.525 (年間：1.05)	0.575 (+0.05) (年間：1.10)	0.550 (+0.025) (年間：1.10)

※ 平成29年度分の上上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.40月 → 4.50月（+0.1月）
- ・再任用職員 2.30月 → 2.35月（+0.05月）

3 施行期日等

(1) 給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の上上げ 公布の日

※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

(2) 平成30年度の勤勉手当の改定 平成30年4月1日